

令和6年9月市議会 総務委員会資料

第85号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 条例改正の概要	2
(1) 改正する条例	2
(2) 改正の理由	2
2 条例改正の内容	3
3 施行期日	3
4 新旧対照表	4

情報政策推進部

令和6年9月

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例

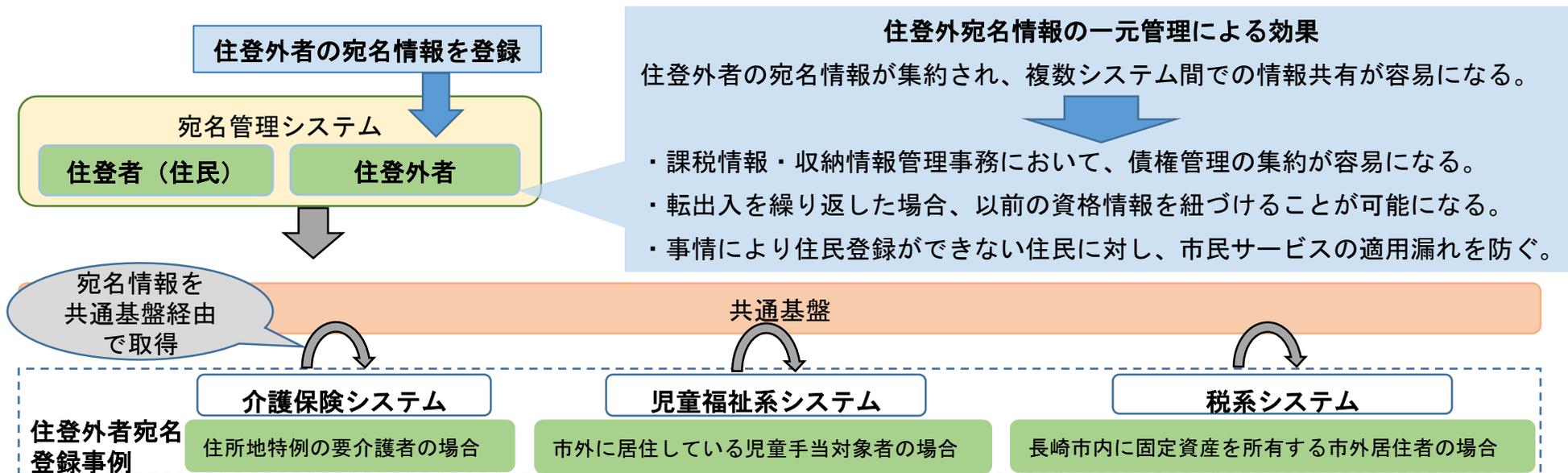
長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(2) 改正の理由

住民基本台帳、地方税等の情報システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めている。

今回、システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなったが、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示された。

本市で現在利用している宛名管理システムも当該機能を有しており、独自利用を行う事務等について条例の整備を行う必要がある。



2 条例改正の内容

- (1) 独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。【別表第1関係】
- (2) 特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。【第3条関係、別表第2・別表第3関係】

3 施行期日 公布の日

【参考】条例の概要

個人番号（マイナンバー）の利用については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、その利用範囲が定められており、特に、自治体条例で定められた事務（独自利用事務）において利用する場合は、条例で定めることにより、必要な限度で個人番号を利用すること（法第9条第2項）、他自治体からの情報連携及び庁内連携による個人情報の照会・提供を行うこと（法第19条第9項・11項）ができると規定されている。

この法令に基づき本条例を制定し、個人番号の独自利用事務、庁内連携を行う事務等の運用を行っている。

個人番号事務のデータ連携イメージ



4 新旧対照表

新	旧
<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>住民票関係情報及び住登外者関係情報</u>のほか、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>住民票関係情報</u>のほか、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

新	旧																
<p>3～4 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="167 479 1033 1053"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 479 356 554">機関</th> <th data-bbox="356 479 1033 554">個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 554 356 782" rowspan="2">市長</td> <td data-bbox="356 554 1033 628">(1)～(18) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="356 628 1033 782"><u>(19) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 782 356 1053" rowspan="2">教育委員会</td> <td data-bbox="356 782 1033 856">(1)～(2) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="356 856 1033 1053"><u>(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(18) [略]	<u>(19) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	教育委員会	(1)～(2) [略]	<u>(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの</u>	<p>3～4 [略]</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1083 479 1972 1058"> <thead> <tr> <th data-bbox="1083 479 1272 554">機関</th> <th data-bbox="1272 479 1972 554">個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1083 554 1272 791" rowspan="2">市長</td> <td data-bbox="1272 554 1972 639">(1)～(18) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 639 1972 791"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1083 791 1272 1058" rowspan="2">教育委員会</td> <td data-bbox="1272 791 1972 876">(1)～(2) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 876 1972 1058"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(18) [略]	<u>(新設)</u>	教育委員会	(1)～(2) [略]	<u>(新設)</u>
機関	個人番号を利用する事務																
市長	(1)～(18) [略]																
	<u>(19) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																
教育委員会	(1)～(2) [略]																
	<u>(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの</u>																
機関	個人番号を利用する事務																
市長	(1)～(18) [略]																
	<u>(新設)</u>																
教育委員会	(1)～(2) [略]																
	<u>(新設)</u>																

新			旧		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	(1)～(30) [略]	[略]	市長	(1)～(30) [略]	[略]
	<u>(31) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
教育委員会	(1)～(2) [略]	[略]	教育委員会	(1)～(2) [略]	[略]
	<u>(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は福祉関係情報であって教育委員会が別に定めるもの</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	個人番号を利用する事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	(1)～(3) [略]	[略]	[略]
	<u>(4) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者関係情報であって教育委員会が別に定めるもの</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	個人番号を利用する事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	(1)～(3) [略]	[略]	[略]
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>